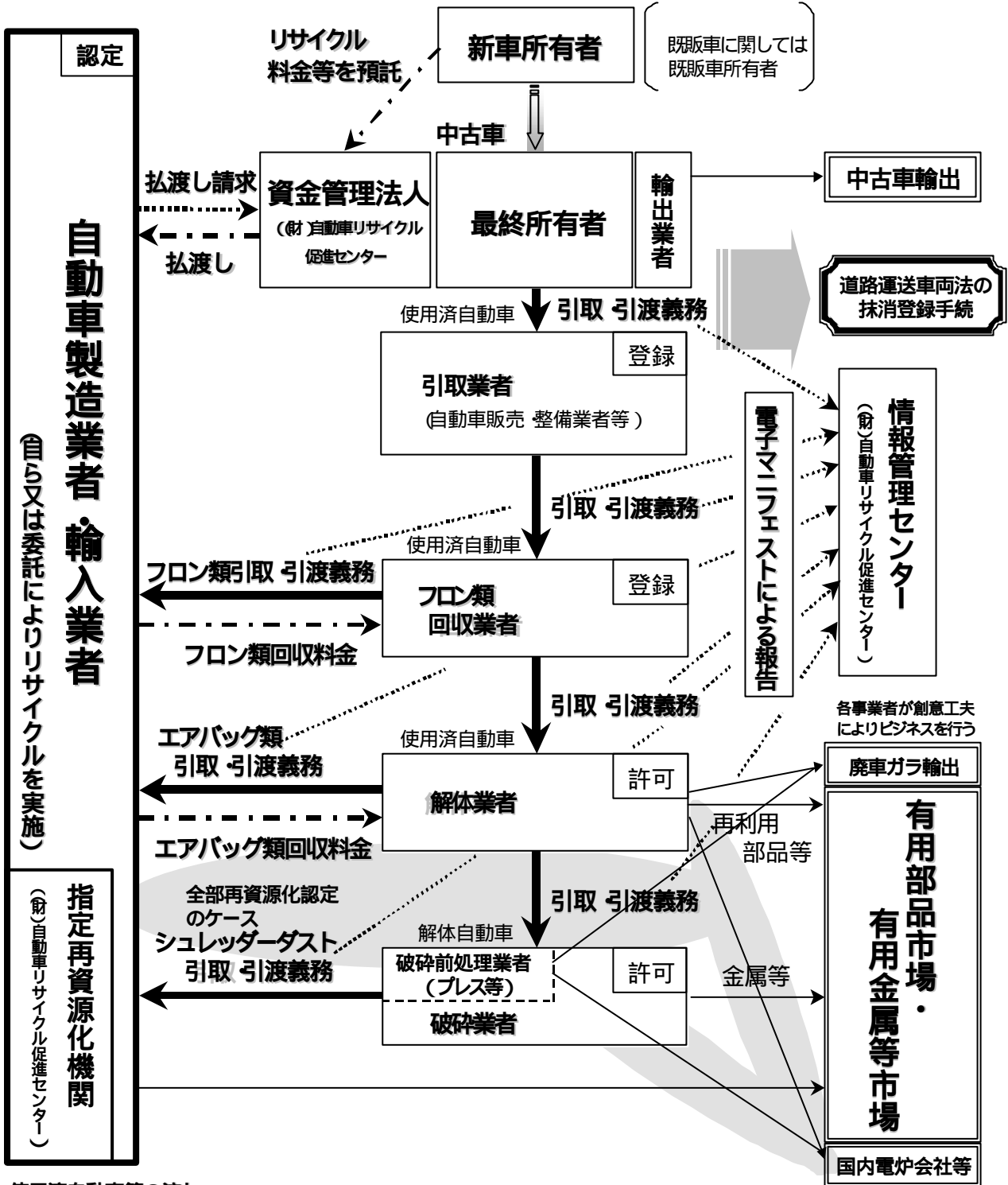


使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称 :自動車リサイクル法)



自動車製造業者・輸入業者
自ら又は委託によりリサイクルを実施

指定再資源化機関
(財)自動車リサイクル促進センター

使用済自動車等の流れ
金の流れ
情報の流れ

リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関(財)自動車リサイクル促進センターが対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。